

## 加藤弘之の国法学

——ブルンチュリ『国法汎論』との関連で——

堅田剛

### 一 国家学の開祖

加藤弘之の『国法汎論』(明治五／一八七一)が、ブルンチュリ (Johann Casper Bluntschli, 1808-81) の大著『一般国法学』(Allgemeines Staatsrecht) の翻訳であったことはよく知られている。この書物により、加藤はわが国におけるドイツ国家学の開祖となつた。

「國家学の開祖」とは穂積陳重の言である。穂積は加藤の功績を『国法汎論』の出版に凝縮しながら、次のように称えてゐる。

「當時此書大に行はれて、本邦に公法及び國家学の思想を拡むるに於て顯著なる効果を生ぜり。本邦國家学の興起、津田真道、西周其他の諸先輩に負ふ所亦た極めて多しと雖も、世人の特に先生を推して國家学の開祖と為す所以のものは、主として此書あるに因る。<sup>(1)</sup>」

ここに挙げられた三人の先学のうち、津田真道と西周は幕末にオランダに留学し、フィッセリングのもとで自然法論にもとづく公法学を学んだ、これに対しても、加藤弘之はドイツ歴史法学の観点からブルンチュリの国法学を紹介した。そして穂積自身の学問的立場は、同じく歴史法学の視点からする広義の私法学であった。穂積が津田や西ではなく加藤こそ国家学の開祖とするのは、単に儀礼的な意味を超えて、歴史法学への共通の思い入れがあったはずである。

儀礼的な意味がまったくなかつたというのではない。加藤弘之と穂積陳重は、草創期の東京大学において大学総理と法科大学長の役職を務めたことがあり、つまり穂積にとって加藤はかつての上司であったのだから。そもそも、ドイツ留学中の穂積を法科大学に招いたのは加藤であった。自然法論的なフランス法学に抗して、歴史法学的なドイツ法学をわが国に導入するためである。実際、加藤と穂積は東京大学でのドイツ法学の制度的受容に大きな役割を果たした。

また東京大学の外に目を向ければ、穂積が帰国した明治一四（一八八一）年には、西周や加藤弘之らによつて独逸學協会が創設され、井上毅がドイツ学の奨励を進言し、また加藤が天賦人権説との訣別を先言した。これら一連の出来事は、自由民権運動や明治一四年の政変とも根底で連動している。<sup>(2)</sup>

ところで、穂積による先の弁は、加藤の死後に国家学会の席上で捧げられた弔辞であった。国家学会は「独逸系

の国家学説を我が邦に注入」すべく、明治二〇（一八八七）年に設立された。<sup>(3)</sup> こゝにも穂積陳重が深く関わっているが、彼はまた法学協会の設立者でもあった。加藤弘之の国家学会と穂積陳重の法学協会は、国家学と法学、あるいは国法学と私法学の中心的学会として、あえて歴史法学とはいわないまでも、ともにドイツ法学の確立に貢献することとなる。

さて加藤弘之の『国法汎論』である。これがブルンチュリ著 “Allgemeines Staatsrecht” の翻訳であることはすでに触れた。ブルンチュリの理論内容についてはおいおい述べるにしても、まずは加藤による翻訳の経緯についてみておきたい。

大学綜理に任じられるよりさき、加藤弘之は明治天皇の侍読であつたが、その際、『国法汎論』は若き天皇に帝王学を講じるための教科書として用いられた。加藤はブルンチュリの “Allgemeines Staatsrecht” の翻訳をなしつつ、『一款訳成ル毎ニ』その内容を進講した。<sup>(4)</sup> つまり、天皇と加藤はともにブルンチュリを学んだわけであるが、それは加藤の思想形成に決定的な影響を与えたようと思える。『加藤弘之の研究』の著者吉田曠二によれば、ブルンチュリの理論は、加藤における民権議院設立尚早論、國家有機体説、世界政府論などとして継承されている。<sup>(5)</sup> このことは、『国法汎論』の翻訳が、加藤の生涯にわたるほど全思想を規定したことを意味する。

このへんで訳書『国法汎論』の内容に言及しておこう。

まず同書冒頭に掲げた小引において、加藤は、既存の翻訳が西欧各国法制の各論的紹介に留まり、「汎ク文明世界ノ法典ヲ挙ケ、之ヲ通論スル」ものでないことを批判している。唯一の例外は津田真道訳のフィッセリング『泰西国法論』（明治元／一八六八）であるが、ブルンチュリの「アルゲマイネス、スターツレフト」つまり『国法汎論』は、さらに詳細な国法学総論として位置づけられる。加藤はいう。「讀者先ツ泰西国法論ニ就テ、國法ノ大綱ヲ窺

ヒ、更ニ此編ニ参リテ、其要領ヲ審ニシ、而シテ後各国ノ法典ヲ涉獵セハ、規矩頼ル所アリ、取捨宜ヲ得テ惑ハサルニ庶幾ラン<sup>(6)</sup>。と。はつきりいえば、ブルンチュリはフィッセリングに優る。すなわち、加藤の『国法汎論』は津田の『泰西国法論』に優る、ということであろう。ドイツ国法学の登場である。

加藤弘之訳『国法汎論』の構成を示す。

首卷	緒論	
卷之六上	ズ一、スウェーレーネティート、及ヒ国家ノ元首	（上帙第一冊） （下帙第一冊）
卷之六中		（下帙第二冊）
卷之六下		（下帙第三冊）
卷之七上	国家職務及ヒ真ノ政令	（下帙第四冊）
卷之七下		（下帙第五冊）
卷之八上	司法	（下帙第六冊）
卷之八下		（下帙第七冊）
卷之九上	国家ノ教育事務ニ就テ論ス	（下帙第八冊）
卷之九中		（下帙第九冊）
卷之九下		（下帙第十冊）

ブルンチュリの『一般国法学』は、加藤が原書とした版では全二卷十二章（上下二帙十二冊）からなっていた

が、「国法汎論」の初版ではそのうち諸論（首巻）および第六章（巻之六）から第九章（巻之九）までが訳された。翻訳が緒論からいきなり第六章に跳んだ理由として、加藤は「今日ノ政務ニ切要ナルヲ以テ」と読者に了承を求めていた。<sup>(7)</sup> 天皇への進講の都合もあったのだろうが、おのずから訳書『国法汎論』の主題は、主権（スウェーネートーク）・行政・司法・教育の諸問題ということになつた。これはまた加藤自身の関心の反映とみることもできるだろう。なお、翻訳にあたつて原書として用いたのは、巻之七までは第三版（一八六三）、巻之八以降は第四版（一八六八）である。加藤はのちに第一章にもどつて欠落部分を補おうとしたが、これも第四章の半ばで中断し、結局完訳するまでにはいたらなかつた。<sup>(8)</sup>

以下では加藤弘之の思想形成を主題に、必要なかぎりで『国法汎論』の内容に言及することとする。

『国法汎論』と加藤弘之の名前が言論界に着目されたのは、まずは国会開設論への対応に始まる。加藤は明治七（一八七四）年に明六社の社員となつたが、この時期はまさに国会開設運動の出発点にあたつていた。すなわち、この年の一月、板垣退助らが当時の立法機関たる左院に「民撰議院設立建白書」を提出したのである。加藤はただちに「民撰議院ヲ設立スルノ疑問」と題する書簡を彼らに送り、その時期尚早であることを主張した。<sup>(9)</sup>

加藤の反論は、もっぱらビーダーマン（Friedrich Karl Biedermann, 1812-1901）の『各国立憲政体起立史』にしたがつて、「未開」のわが国には議会制度ははじまないとするものであった。だがその根底にブルンチュリの国法学があつたことは明らかである。さきの書簡について加藤は「ブルンチュリ氏国法汎論摘要民撰議院不可立ノ論」を『明六雑誌』第四号に寄稿して、国法学の観点から再度の反論を試みているからである。

民撰議院設立論に対する加藤の基本的立場は漸進論もしくは尙早論であった。それはもっぱら民度の現状認識によるものであったが、急進派からはいかにも「政府の提灯持ち」のとく攻撃された。この時期、彼は『国法汎

論』翻訳の実績を買われて左院の一等議官に任せられるほどであつたから、政府から民撰議院設立論の防波堤たることを期待されていましたこともたしかである。加藤にはこれ以後、「尚早」<sup>(1)</sup>という綽名が冠されたといふ。

こうした政治的な位置づけが的外れとはいえないにせよ、依然としていわゆる尚早論の学問的背景という問題は残る。つまり加藤の国家有機体説をめぐる諸問題であるが、ここにも当然ながらブルンチュリの影響がみられる。『国法汎論』において直接有機体説に言及されるのは次の箇所である。

「國家ハ道義ヲ含メル有機体ナルカ故ニ、決シテ独リ性理ヨリ生セシ者ニアラス其法決シテ性理論ヲ集録セシ者ニアラス」<sup>(2)</sup>

ブルンチュリの国法学は、国家を道義的な有機体と捉え、法をその骨格と解する。『国法汎論』の冒頭近くで、彼は法と政治との関係についてこう言明している。

「是故ニ法ト政ハ、動靜行止ノ差違アリ、之ヲ生物ニ譬フレハ、法ハ猶体軀ノ静止スルカコトク、政ハ猶精神ノ發動スルカコトシ、

国家ハ、道義ヲ具有スル一物ナリ、故ニ國法國政共ニ必ス道義ノ務メアリ、去レトモ法政二科、独リ道義ノミヲ以テ、道義学ノ一端ト為ス可カラス、此二科ノ資ル所恒ニ國家ニ在リ、其論スル所亦恒ニ國家ニ在リ、故ニ之ヲ国家学ト云ヘシ」<sup>(3)</sup>

静なる法と動なる政治は、ともに国家の道義に奉仕する。「国法」(Statsrecht) と「国政」(Politik) とは、そのかぎりで「國家學」(Statsswissenschaft) を構成する。だがブルンチュリは、この意味での國家學を「道義學」(Sittenlehre) に還元してはならないといふ。彼が標榜するのは、道義學に解消されない道義的な國家學、つまり法と政治を総合する広義の「国法学」(Statsrecht) なのである。

ところで、国家の目的たる道義とはなにか、ブルンチュリにあっては、それはフリードリッヒ大王のプロイセンに体現された立憲君主制の理念であった。いうまでもなく、それは明治維新後の日本と二重写しになつてゐる。ブルンチュリの国法学はサヴィニーの流れを汲む歴史法学的なものであつたが<sup>(14)</sup>、加藤はこれを歴史的相違を超えてわが国に取り入れようとした。

前に引用したように、ブルンチュリは国家を道義的有機體と規定した。この個所を訳すに際して、加藤は「有機體」という言葉の直後に「按」として次の注釈を挿入している。

「有機體トハ、各部ノ機関アル体ト云ヘルコトニシテ、即活物ヲ云、國家ノ政府、立法府、法院等ノ如キ、各部局アルハ、猶活体ノ各部機関アルカコトシ、故ニ國家ヲ以テ活体ニ比スルナリ」<sup>(15)</sup>

国家の道義はともかくとして、加藤は翻訳を急いで制度論へと向かう。その最大の問題は「スウヨーレーネーント」、つまり国家主権の問題であった。

## 二 スウェーデンパート

加藤弘之の〈国法学〉について述べる前に、まずはブルンチュリの国家論の基本的立場を確認しておきたい。それは“*Allgemeines Staatsrecht*”の第一巻「国家の概念」で披瀝されてくる。ただし、加藤はこれを『国法汎論』としては訳出していない。加藤の翻訳は原書の緒論からいきなり第六巻の主権論に跳んでしまうからだ。だとすれば、原書が前提する国家とはどのようなものであったのか、その概要だけでも記しておかねばなるまい。

ブルンチュリは「あらゆる国家の共通のマルクマール」として、以下の六点を挙げている。すなわち、①国民（Völkerschaft）、②国土（Land）、③一体性（Zusammengehörigkeit）、④治者と被治者（Regierende und Regierte）、⑤有機的存在（organisches Wesen）、⑥倫理的・精神的有機体（stiftlich-geistiger Organismus）の六つである。<sup>(16)</sup>これらの指標は歴史的考察のものであるが、ブルンチュリはそれを次のふうに総括する。

「国家とは、治者と被治者の形態のやう、一定の領域において、倫理的・有機体的人格に結びつけられた、人間の総体である。

あるいは要約すれば、国家とは、政治的に組織された、一定の国土の国民である。<sup>(17)</sup>

いうまでもなく、この定義づけには先の六つの指標がすべて織り込まれている。たゞしそれらは単に並列的な関係ではなく、おのずからブルンチュリによる序列化を経ている。それはいわゆる有機体的国家論であり、要する

に、国民や国土や統治関係よりも、国家の有機体的性格や倫理的性格を重視する国家論であるということだ。国民や国土や政府のない国家などありえないとしても、彼のいう国家は、なによりも有機体的で倫理的な存在である。とはいえる、それだけならドイツ的国家観の伝統を踏まえたものにすぎず、とくに目新しさはないともいえる。たとえば、サヴィニーの歴史法学にしても、すでに同様の国家論を提示していたからである。

ではブルンチュリ国家論の独自性はどこに求められるか。それは六つのメルクマールのうち、三番目に掲げられた「一体性」の指標にほかならない。というのも、「国民」や「国土」や「治者と被治者」はもとより、「有機的存在」にせよ「倫理的・精神的有機体」にせよ、他の五つのメルクマールは結局は国家の一体性の理念に集約されるからだ。国家とは一体性のことなのである。実はブルンチュリは国家の一体性について詳しく書いてはいないのが、にもかかわらず、そのなかには次の興味深い文章がみられる。

「国家は、それ 자체がさらに国家を形成する多くの部分から構成されることもある。たとえば、古代ギリシア人やスイスの同盟者による国家連合のように、また北アメリカやスイスの連邦国家のように。だが共同性が、その内的な有機体において統一的な連関をもたず、外国との関係において一体的な全体として現れないとすれば、国家は存在しないといふことになる。」<sup>[18]</sup>

国家連合 (Statenbund) と連邦国家 (Bundesstat) のニュアンスの違いは措くとして、ブルンチュリが生国イスイスで政治活動をおこない、またアメリカの国家形態に大きな関心を寄せていたことを想起すべきであろう。この両

国に共通するのは連邦制度であるが、それは有機的もしくは自然的というより、きわめて人為的に組織された国家形態である。だからこそ、国家にとって「一体性」の要素が不可欠なのだ。単なる有機体的国家論においては、「一体性」は自然的共同性としていわば自明なものかもしれない。しかしとくに連邦国家のような人為的国家においては、「一体性」が意味するのは多様で異質な諸要素を束ねる強力な権力である。

そしてこの強力な権力こそ、ブルンチヨリのいう〈主権〉であった。彼の“*Allgemeines Staatsrecht*”は、緒論のあと、第一巻「國家の概念」、第二巻「國民と國土」、第三巻「國家の盛衰」、第四巻「國家の形態」、第五巻「立法機関と法律」とつづいて、ようやく第六巻の「主権と國家元首」にいたる。だが前にも触れたように、加藤訳の『国法汎論』は緒論から一挙に第六巻に飛躍してしまう。「今日ノ政務ニ切要ナルヲ以テ」、取り急ぎ第六巻以降を訳し、省略した巻については後回しにすることとしたからである。<sup>(19)</sup> もうともそのゆえに、訳書は原書以上に主権論を鮮明に浮かび上がらせる結果になっている。

さて主権論である。ブルンチヨリは「主権」(*Souveränität*)の概念について、「主権つまり国家高権は、国家権力の独立性・強権性・上位性・統一性を意味する」と述べる。すなわち主権概念は、①国家権力の独立性(*Unabhängigkeit*)、②充分な国家高権ないし国家権力(*Fulle statlicher Hoheit und Macht*)、③国家における最高の権力(*die oberste Macht im State*)、④統一性(*Einheit*)、これら四つの要件を備えることになるのである。<sup>(20)</sup>

国家の概念において「一体性」(*Zusammengehörigkeit*)が求められたように、主権の概念においても「統一性」(Einheit)これが重要である。国家の「一体性」は主権の「統一性」によって保障される、といふことだらうか。実際、ブルンチヨリは、この第四の要件を以下のように説明している。訳者加藤弘之に敬意を表して、以下は『国法汎論』から引用する。

「國家ハ有機體ナルヲ以テ、スウェーネテートノ權、唯一ナラサレハ、其安寧ヲ保ツ能ハサルコト、若シス  
ウエーネテートノ權分裂スルトキハ、國家必然廢婢崩壞スルニ至ルナリ、故にスウェーネテートノ權タル、  
恒ニ唯一ナラサルハ、國家長ク健全ナルコト能ハス」  
(2)

少々わかりにくいが、この個所は直接には有機體的國家論から主權の統一性（唯一性）を説明している。けれどもそれは、フランスの主權論との対抗上、いわば便宜的に持ち出された理由づけとみるべきである。というのも、ブルンチュリはすぐあとの注記においてルソーの主權論を厳しく批判するからである。ルソーは主權を一般意志に結びつけて、意志を国家の上に置いた。だがブルンチュリはいう。「主權者の意志は主權を前提とするのであって、反対に主權が主權者の意志を前提とするのでない」と。要するに、あくまでも主權（Souveränität）あっての主權者（Souverän）なのである。

主權を主權者から切除すべく、ブルンチュリは第六巻の標題にドイツ的な「國家高權」（Statshoheit）なる概念を付け加えた。とはいへ“Souveränität”なる語がドイツ語圏にあっても一般的に用いられていたゆえか、彼も大勢にしたがっている。加藤は原著者の意をくんで、翻訳に際してあって原語そのままの〈スウェーネテート〉を採用した。わが国においても、津田真道訳の『泰西国法論』がすでに「主權」という訳語を使っていたにもかかわらずである。<sup>(22)</sup>しかしながら、フランス的主權論に批判的な態度は、いずれの場合も徹底していない。そもそもブルンチュリ自身が、第六巻で主權と国家元首と一緒に扱っていたからであるし、加藤はこれを天皇の面前で講義せねばならなかつたからである。

ブルンチュリの主権論はフランスの主権論に対立する、といった。権力者の意志から主権を説明する仕方は、ルソーの革命論のみならず、ボダンやルイ一四世の絶対主義的な主権論を生み出したからである。けれどもブルンチュリのいう「スウェーネテート」は、政治学的な概念ではなく法学的概念である。彼は主権者が主権の上位に立つことを認めない。同様に、主権が国法の上位に立つことも認めない。やはり注の個所においてはあるが、「主権の概念」の最後に彼はこう付け加えている。

「スウェーネテートノ権ハ、国家及ヒ法制ノ淵源ナルヲ以テ、其主者ナルスウェーネンハ、国家ノ上ニ位スル者ナリト云フ論アレトモ、甚タ理ニ戻レリ、夫レ国家アリテ、而シテ後其權アリ、決シテ權先ツ立テ、然後ニ國家アルニハアラス、故ニスウェーネテートノ権ハ、国法ヨリ出ル權ナリ、決シテ国法ノ上ニ位スヘキ權ニアラス」

これを図式化すれば、国家→国法→主権→主権者、ということになろう。ブルンチュリにとっての「スウェーネテート」は、あくまでも国家ないし国法の枠組みのもとで認められるのであり、そのときどきの「主権者」が国法を超えて主権行使することは許されない。それは国家の一体性と主権の統一性を侵すことになるからである。したがって、彼の観點からすれば、国家と国王を混同したルイ一四世の絶対主義も、一般意志を絶対的正義とするルソーの人民主権論も、「主権者」から「主権」を説明する以上、ともに否定されるということになる。

ところで、ブルンチュリの“*Allgemeines Staatsrecht*”の初版は一八五二年の刊行であるが、『国法汎論』の底本となつた第四版は一八六八年、ちょうど明治維新の年に出版された。これ自体は単なる偶然にすぎないけれども、『国

『法汎論』が若き明治天皇の「帝王学の書」<sup>(24)</sup>として用いられたということには、偶然以上の意味が見出されるはずである。加藤弘之が “Allgemeines Staatsrecht” を翻訳する」となった直接の契機につき、彼は後年になってこう回想している。

「僕は西洋学——といふわけでもないが、西洋の憲法其他種々法律に関する」とを申し上げる」とになつた。それで一週に二度三度侍読を申上げることになつたのであるが、それにはまず西洋の書物を翻訳して申し上げねばならぬ。これが歴史か何かの書であると、その頃でも可なりの翻訳の書が出来てゐるから、それを本にして申し上げることもできたが、法律制度とかいふ方面の本になると翻訳書が更に無い。依つて原書から翻訳をなしこれを教科書にして申上げねばならぬ。しかし、聖上も当時はまだお十八歳といふ弱年に渡らせられるのでかういふ御教授を申し上げるのは仲々難しかつた。憲法などに就いては、西洋の書から訳して『国法汎論』（後に文部省で出版）という書を作り、その大意を申し上げることにしたのである。<sup>(25)</sup>」

加藤弘之が明治天皇の侍読になつたのは、一八七〇（明治三）年のことである。早くも憲法制定のための「国法御會議」が設けられ、加藤もその議員に任じられていた。これは西洋型憲法の勉強会のようなものであつたらうが、注目すべきは、これらの関連で加藤が侍読を命じられ、天皇に対するドイツ語とドイツ国法学の教育を任せられた、ということである。明治政府はすでに維新直後から、換言すればドイツ統一の直前から、この国に強い関心を向けていたということだろうか。この間の事情はつまびらかでないが、いざれにせよ、日本とドイツの二つの帝国は、ほぼ同時期に誕生し並行して近代化を進めていった。

ブルンチュリの国法学は、日本の近代化にとって最初の教科書になった。加藤が“*Allgemeines Staatsrecht*”を選んだのは、それが当時のドイツのみならずヨーロッパにおいて最もよく読まれた本であったからで、それ以上の理由はなかつただろう。だがドイツ学の加藤を侍読に迎えた時点では、國づくりの方向はすでに指示示されたところができる。『国法汎論』を狭んで向かい合う天皇と加藤によって、わが国の国法学はこのときようやく始まったのである。

加藤は、『国法汎論』冒頭の小引に記している。「瑞西（スヴィッツル）人ブルンチュリ氏述ル所ノアルゲマイネス、スターツレフト（国法汎論ノ義）ヲ取り、直ニ訳業ヲ起シ、一訳成ル毎ニ、輒チ進テ之ヲ侍講ス」と。講義は一八七一（明治四）年から五年間にわたつてつづけられ、訳稿がまとまるつゞ文部省より出版された。おそらく彼は侍講の必要に応じて、逐次訳業を進めていったにちがいない。つまり天皇と加藤は、ほぼ同時にブルンチュリを読み始めたのである。のちに天皇が崩御したとき、加藤はある雑誌に談話を載せて、「陛下は全くブルンチュリ（<sup>26</sup>）の国法汎論によつて、憲法、三権分立、市町村自治制の大意を御会得になつたのである」と述べたという。<sup>27</sup> それは加藤自身にしても同じで、彼の国法学は実はそのときの翻訳と講義が出発点になつてゐる。

それにしても、憲法・三権分立・市町村自治制とはいうものの、やはり加藤弘之と明治天皇の第一の関心は「スウェーネテート及ヒ国家ノ元首」の巻にあつたのではあるまいか。くどいようだが、加藤の訳は諸々の前提を抜かしてこの項目に直行した。帝王学の授業としては当然のことである。けれども、ブルンチュリの主権論は、国法あつての君主、という理論を含んでゐる。つまり、君主絶対主義どころか、かえつて君主機関説的な立場から書かれたものなのである。彼によれば、君主といえども国法にしたがわねばならないからだ。

このことを加藤がどれほど自覚していたかは疑わしい。むしろこれ以後の加藤の関心は、ルソー的な人民主権論

への攻撃に向かった。いわゆる民撰議院設立論争に立ち入って、加藤弘之の国法学をさらに検討してみよう。

### 三 開化未然ノ人民

加藤弘之の国法学を検証するにあたって、民撰議院設立論に対する彼の立場は恰好の素材となるだろう。前にも触れたが、明治七（一八七四）年の一月、左院あてに「民撰議院設立建白書」が提出された。これは薩摩長州勢力の有司專制を批判して、「天下ノ公議」「人民ノ輿論公議」のため国民議会の開設を要求するものであった。建白書には古沢迂郎（滋）・岡本健三郎・小室信夫・由利公正・江藤新平・板垣退助・後藤象次郎（象二郎）・副島種臣の八名が名をつらねていた。征韓論をめぐる明治六年の政変の結果、政府中枢から下野した土佐肥前系の旧参議が中心である。建白書は日刊紙『日新真事誌』にも掲載され、知識人たちの広く知るところとなつた。<sup>(28)</sup>ところが、この一見もつともな要求に対し、加藤は最も手厳しい反論を試みている。

まず同じ『日新真事誌』に「民撰議院ヲ設立スルノ疑問」を発表して、加藤はこれに真っ向から反対する立場を明らかにした。その最大の論拠は「公議必ズシモ至論明説ナラザル」つまり世論が正しいという保障はどこにもない、というものであった。世論が至論明説たるためには国民に一定の政治的教養が必要だが、それはイギリスはともかく、「歐州文明開化ノ各国」ですら困難であるとして、彼は次のように断定した。

「是レ他ナシ、英ノ議事院ハ賢智者多クシテ、実ハ邦國ニ恰当適切ナル制度憲法ヲ創定スルニ足ルト雖モ、他各國ノ議事院ハ蓋シ之ニ及バザルナリ。然ルニ吾邦開化未然ノ人民ヲ挙テ天下ノ事ヲ共議セシメ、而シテ其ノ公議

ヲ採テ天下ノ制度憲法ヲ創定セント欲ス、恐クハ木ニ縁リ魚ヲ求ムルニ類ゼンノミ。<sup>(29)</sup>

加藤の論はまことに露骨である。イギリスを除いて他のヨーロッパ諸国の議会さえ形骸にすぎないのだから、〈開化未然ノ吾邦〉の〈開化未然ノ人民〉が議会を開いて憲法を制定するなど、木によつて魚を求めるほどに無謀なことだ、というのである。『日新真事誌』寄せたこの反論は、実は「歐州碩学」ビーダーマンの政治学説によるものであつたけれども、自国民を「無知不学」呼ばわりする言説が建白者たちをいたく挑発し、いわゆる民撰議院論争を引き起こすことになった。

だがここでは加藤のもう一編の論文に注目しておきたい。というのも、少し遅れて『明六雑誌』第四号に公表したこの論説は、直接ブルンチユリの議会論に依拠しているからである。すなわち、「ブルンチユリ氏国法汎論摘訳民撰議院不可立ノ論」と題する短い論文であるが、加藤はこのなかでイギリスの議会制度も含めたいつそう根本的な議会批判を紹介している。しかもその記事は、ほとんどがブルンチユリからの引用で占められていた。

この奇妙な論文にみられるブルンチユリの見解とは、議会と政府が対立した場合、議院内閣制か大権内閣制かは別にして、事实上大臣の辞任につながるのが通例ではあるが、これは必ずしも国家の利益にならない、というものである。そのうえで、議会の反発を買いながら例外的に職に留まつた大臣として、イギリスの大ピットとドイツのビスマルクを挙げている。以下にビスマルクに関わる部分だけを示す。

「然ルニ大地各国ノ如キハ未タ英國ノ如ク真ノ靜寧ヲ得ル能ハスシテ殊ニ平民ノ權強大ニ過ルヲ以テ、縱令大臣一旦両院多數ノ憎惡ヲ受ルコトアリトモ敢テ之ヲ顧ミス自若トシテ其職ニ止マルヲ緊要トス。例ヘハガラーフ・

ビスマルクノ如キモ其初メハ数年間大ニ両院ノ憎惡ヲ受ケタレトモ敢テ之ニ屈セス自若トシテ其位ニ止マリシカ  
故ニ、遂ニ普國方今ノ強大ヲ致シ及ヒ独逸國ノ勢力ヲ復興スルニ至レリ。<sup>(30)</sup>

ハの議会制度論は、“Allgemeines Statsrecht”の第七巻「國家ノ職務、及ヒ真ノ政令」中の第五款「補弼ノ官」(Statsministerium)において言及されている。したがつてこれは、直接には君主制のもとでの内閣ないし大臣に関する個所である。加藤は引用の末尾に、『国法汎論』の翻訳の際には原書の第三版を用いたが、このたびは第四版にもとづいて訳出しなおした、との注を加えている。

加藤ならぬブルンチュリによれば、イギリスの議院内閣制が比較的うまくいっているのは、大臣も議員も「貴族」や「富人」や「識者」つまり広義の貴族階級の出身であつて、それぞれが分別・利益・道徳にしたがつて冷静に政治活動をおこなつてゐるからである。ところが、大陸（大地）では民衆（平民）が大きな権力をもつてゐるから、それだけにたとえ議会の多数派が反対を表明したとしても、大臣たる者、ときにはあえて職に留まる義務がある。このように述べたあとで、ビスマルクについての言及がつづく。これはブルンチュリが第四版になつて付け加えた一文である。けれども、加藤が民撰議院開設論に反対すべくわざわざ訳しなおしたということは、ここに彼の反議会論と理想の大臣像が端的に現れてゐるとみることができる。

ハの間の事情を説明するのに加藤の「摘訳」では必ずしも充分でないもので、以下に拙訳を示しておく。

「もしもビスマルク伯爵がプロイセン国民議会の不信や反感に何年ものあいだ抵抗しつづけなかつたとしたら、彼はプロイセン国を一八六六年の勝利に導けなかつただろうし、ドイツの国家改造を基礎づけることもできな

かつたであろう。」

ここにいう一八六六年の勝利とは、対オーストリア戦争での勝利を意味する。この戦いによって、プロイセンによるドイツ統一の路線が敷かれたからだ。ブルンチュリは一八六八年発行の“*Allgemeines Statsrecht*”第四版にこの数行を加えることによって、ビスマルクのプロイセンに対する大きな期待を表明した。その後プロイセンはフランスとの戦争にも勝利して、ついに一八七一年、ドイツの国家的統一を実現することになる。ただし一八七一年の勝利については以降の版に加えられていない。それはともかく、ブルンチュリによれば、強力な国民国家の形成のためには、国民議会より卓越した指導的政治家のほうが先決問題だということになる。

『国法汎論』の訳者加藤弘之は、明治七（一八七四）年になって民撰議会の論が出てきたとき、このブルンチュリの所説をふたたび紹介した。日本のビスマルクが誰かは別として、加藤はまさにブルンチュリと同様の立場に立つて、性急な議会開設論を牽制したのである。ただし、ブルンチュリが国民議会そのものに反対しなかつたように、加藤も民撰議院を全面的に否認したわけではない。訳文のあとに彼はこう書いている。「今此文を訳スルヤ決シテ公議輿論ヲ不可トスルニアラス、唯時勢ヲ視ス人情ヲ察セス漫ニ公議輿論ヲ張ラントスルノ非ヲ弁セント欲スルノミ。看者請フ怪シム勿レ。」

加藤は民撰議院の設立に反対したのではない。ただそれがわが国の「時勢」「人情」からして尚早だと述べたまでである。また尚早論は明六社の同人の共有するところでもあった。『明六雑誌』の発行元となつた明六社は、わが国最初の啓蒙的学術団体として明治六（一八七三）年に発足した。発起人は森有礼であるが、加藤弘之は西周・津田真道・福沢諭吉などとともに当初からの有力な社員であった。明六社は民撰議院設立論に対し一致した対応をし

たわけではない。だが当時の代表的な知識人集団として、板垣らの建白を無視することはできなかつた。実際には明六社同人の多くが議会設立論への見解を明らかにしている。しかもそれは、加藤と同様、ほとんどが時期尚早論に立つものであつた。

たとえば、森有礼は『明六雑誌』第三号に「民撰議院設立建言書之評」を発表している。森は建白者たちが世論を扇動していることを示唆したうえで、政府主導のもと「人民ノ為ニ議院ヲ立ツ可シ」などという主張は、人民の議院どころか政府の議院を設ける結果になると反論する。<sup>(31)</sup> 西周もまた同号に「駁旧相公議一題」と題する建白批判を書いた。西のいうには、引力や電気ならともかく議院や政体の制度は国によつて異なるのだから、肝要なのは「人民開化ノ度」を学問的に検討することである。これを欠いた「偽論家ノ議院」などは危険きわまりないということになる。<sup>(32)</sup>

加藤や森や西の尚早論に対し、やはり明六社同人の津田真道は民撰議院設立論を支持したかのようにみえる。たしかに彼は、華族會議や地方官會議に比して、民撰議院を「國民ノ代議人」と認めていた。だが津田にしても、選挙人は士族と富豪に限定すべきだと考えていた。「士族ハ從來文字アル者稍多ク平民ハ豪富ニ非ザレバ書ヲ読ム者希ナリ」というのが、その理由である。<sup>(33)</sup> つまり民撰議院開設の条件として國民の學問の有無を基準にする点で、津田の設立論も加藤の尚早論も、いわれるほどの相違はないのである。實際、阪谷素は直接には明六社の同人たちについてであろうが、各々の議論を踏まえて総括的に述べている。すなわち、「民撰議院ノ説盛ニ起リ諸家ノ説隨テ多ク出ルモ一モ之ヲ全ク非トスル者ナシ、特ニ開明ノ度至ラズシテ之ヲ起ス、早キト云フニ帰ス」と。<sup>(34)</sup> 真の論点は議会開設の當否そのものではなくて、わが國の文明度の如何にあつたということなのである。そして國民の「無知不学」は、建白者たちにおいても當然の前提とされていた。<sup>(35)</sup>

もちろん、尚早論は政治的には反対論とみなされる。最初に最も過激な尚早論を展開した加藤は、当然ながら批判の集中砲火を浴びることになった。建白書に署名した八名のうち、板垣・副島・後藤は「加藤弘之ニ答フル書」を、また馬城台一郎（大井憲太郎）は「加藤弘之ヘノ質問」を書いて、加藤の保守性を厳しく非難している。詳細は省略するけれども、板垣らの民撰議院開設論は加藤への集中的非難を梃子にしつつ、国民的規模の自由民権運動へと拡大していったのである。

民撰議院論争は明治一四（一八八一）年の政変の結果、国会開設の詔書が出されるにおよんで一応の決着がついた。だがこれを単純に建白者たちの運動の勝利と解することはできないだろう。建白書から国会開設の詔書まで七年、さらに明治二三年の第一回帝国議会の召集までに一六年かかっているわけで、このこと自体が尚早論の正しさを証明したことにもなるからである。この間、板垣を中心とした自由民権運動も、加藤らの時期尚早論も、方向こそ異なるがともに国民の啓蒙に邁進した。

加藤弘之を軸にして述べるならば、「民撰議院ヲ設立スルノ疑問」において、彼が国民の教育の必要を訴えていたことをここで想起すべきであろう。

「吾邦実ニ草昧ニアラズト雖モ、開化猶浅キガ故ヲ以テ、人民ノ從順実ニ過甚ナリ、是真ニ憂フ可シ。然リト雖モ政府能ク人民ヲシテ敢為ノ氣ヲ起シ、天下ヲ分任スルノ義務ヲ弁知セシメント欲スルモ、決シテ唯議院ノ設立ニ由テ得ベキニアラズ。殊ニ学校ヲ興シ才ヲ教育スルノ漸ニ由ルベキノミ。普國今日人民自主ノ心敢為ノ氣旺盛ニシテ、遂ニ其国ヲシテ歐州中ノ雄強国トナラシムハ、決シテ唯夙ニ議院ヲ設立セシニ由ルニアラズ。殊ニ非的利第二世以来政府心ヲ専ラ人材ノ教育ニ盡セシニ由ルナリ。」<sup>(36)</sup>

加藤弘之にとつて近代国家建設の模範は、プロイセン（普國）のフリードリッヒ（非的利）大王であった。啓蒙專制君主による国民の啓蒙こそが、明治初期の日本には期待されたということであろう。加藤はフリードリッヒ大王に、若き明治天皇を重ね合わせていたにちがいない。<sup>(37)</sup> もとより彼にとつての理想の君主とは、ヘスウェレーネテートの担い手ではあるが國家と法に奉仕する、「國家第一等ノ高官」としてのそれであつた。それは国家と法に超然たる神話的君主ではありえなかつた。もちろん、現実の天皇がこうした期待に応えたか否かはおのずから別問題であるのだが。あるいは、時代はすでにフリードリッヒよりビスマルクを求めていたのかもしれない。国民の議会が必然だとすれば、議会に対抗しうる有力な政治家が望まれるからである。

フリードリッヒの傍らにヴォルテールがいたように、加藤弘之は明治天皇の侍読であつた。彼は『国法汎論』を教科書にして、天皇に帝王学を授けようとしたのである。では加藤自身はそこからなにを学んだのか。彼にとってブルンチュリはそれだけの存在であつたのか。

#### 四 宇内統一国

『国法汎論』はブルンチュリの翻訳であつたが、加藤弘之はこれを明治五（一八七二）年から分冊で出版するかたわら、並行して自前の国法学の構築に取り組んだ。もつともここで自前の、というのは加藤からすればはなはだ不本意かも知れない。彼はすでに幕末期に『隣草』や『立憲政体略』を著して、ヨーロッパの立憲政治をいちはやく摂取していたし、明治維新直後にも『真政大意』を出版して、「治法」と「治術」、つまり憲法制度と統治制度の

両輪において、国法学の骨格を整えつつあったからである。とくに『真政大意』では賢君フリードリッヒの漸進的改良主義が高く評価されており、彼の関心ははつきりとドイツ国法学に向けられていた。にもかかわらず、前三著はいまだヨーロッパ各国の国体を啓蒙的に紹介するとの域を出ておらず、この意味で本格的な国体論は明治七（一八七四）年の『国体新論』においてようやく展開されたことができる。

『国体新論』は総論と七つの章から構成されている。あらかじめその概要を示しておこう。

### 総論

第一章 国家君民成立ゼン所以ノ大原因

第二章 国家ノ主眼ハ人民ニシテ人民ノ為ニ君主アリ政府アル所以ノ理

第三章 天下ノ国土ハ一君主ノ私有ニアラズ、唯之ヲ管理スルノ権特ニ一君主ニアル所以ノ理

第四章 君主及び政府ノ人民ニ対セル権利義務並ニ立法司法ノ二権柄

第五章 人民ノ君主政府ニ対セル権利義務

第六章 人民自由ノ権利及び自由ノ精神

第七章 国体ト政体ト相異ナルノ理並ニ政治ノ善惡公私必ズシモ政体ニ由ラザルノ理

まず加藤は総論において、「文明開化未全ノ國々」にみられる絶対王政を批判し、啓蒙主義の立場から「公明正大ナル國体」を論じることを宣言する。ここでは国学者による神話的天皇觀も、あるべき国体論の対極に位置づけられる。第一章では、国家の起源を「人ノ天性」に求め、これ以外の天孫降臨説や國家契約説などの誤りが指摘され

る。第二章では、プロイセンのフリードリッヒ大王の「国家第一等ノ高官」説を紹介し、フランス王ルイ十四世の絶対主義と比較している。<sup>(39)</sup> 第三章では、人民による「土地ヲ私有スル権利」と君主による「土地ヲ管轄スル権利」とを区別する。

さて、第四章であるが、ここでは君主政府の統治権と人民の自由権が論じられる。君主といえども人民の私事に介入することは許されないのである。ただし、自由権といえどもかつて無制限の権利ではない。加藤は権利の制約について次のようにいう。そしてここにブルンチュリがふたたび登場する。

「但シ此自由権ト雖モ若シ倫理ニ反シ公道ニ背キ以テ国家人民ノ為メニ障害ヲ生ズルコトアルトキハ之ヲ防衛スルコト即チ君主政府ノ権利義務トナルハモトヨリ論ナク、且ツ國家戦乱等アルニ方リテハ啻ニ是等ノ権利ノミナラズ其他ノ私権ト雖モ姑ク束縛限制セザル可ラザルコトアリ「余ガ訳スルトコロノ国法汎論下帙第三冊政府非常権ノ部ニ此理ヲ詳論ス」<sup>(40)</sup>

詳論は避けるけれども、加藤が援用した「政府非常ノ権」(die Ausnahmengewalt der Regierung)の部とは、『国法汎論』卷之六の第二十款に該当する。要するに非常大権は、君主主権つまり〈スウェーネテート〉の一部として、その最終章に現わるのである。

実は加藤は『国体新論』の第四章で、もう一個所ブルンチュリを引用している。それはロシアの絶対王政についての言及であるが<sup>(41)</sup>、加藤はもはや明確に立憲制を支持する側に立っている。もともと、彼のいう「立憲政体」とは君主政体であって民主政体ではない。だが立法府と司法府を設けることで、君主の権力は分割され相当程度に制約

されている。

『国体新論』の第五章では人民の権利と義務が論じられる。彼は権利の担い手としての人民を「民」といい、義務の担い手としての人民を「臣」という。明治憲法における「臣民権利義務」の章を連想させる点で、きわめて興味深い理論といわなければならない。第六章では、「自由権」の享受のためには人民に「自由ノ精神」が備わっていなければならぬとする。そして第七章の結論である。加藤は国体と政体を分けて、「國体ハ眼目ナリ、政体ハ此眼目ヲ達スル方法ナリ」という。目的は公明正大の国体であるが、これを達成する手段として、加藤は立憲君主制を選択するのである。

以上『国体新論』を概観してきた。加藤の国体論は全体として啓蒙主義的な理想的国家論であった。それはヨーロッパ諸国の先進的な国体を紹介するという点においてばかりでなく、立憲君主制の選択においてもそうであつた。彼の表現を借りれば、「国学者流」の神話的天皇觀を打破することに成功しなければ、フリードリッヒ流の啓蒙主義の実現さえ、当時の日本においては困難であつたということだろう。

よくいわれるよう、加藤の国法学は明治一四（一八八一）年に劇的に転換する。彼は突如『国体新論』の絶版を宣言して、従来の啓蒙主義ないしは天賦人権説との訣別を表明した。その思想史的意義についてはここでは述べない。ただそれが必ずしも無節操な「転向」ではなく、ドイツ国法学へのいっそうの傾倒の結果であつた、ということだけを指摘するに留める。加藤はこの年、独逸学協会を結成して、わが国へのドイツ国法学の組織的導入を準備した。いわゆる明治一四年の政変によって、国会の開設と憲法の制定が天皇の名で約束された年である。

そして翌明治一五（一八八二）年に『人権新説』が公刊された。これは直接には天賦人権説への批判の書であつたけれども、このなかに「宇内大共同」という、むしろ今までにもまして啓蒙主義的な國家論が述べられている。

「後世早晚宇内大共同ノ遂ニ成立スベキコトニ就テハ不倫丁利氏及ビ格布氏「共ニ独逸人」ノ論說アリ、殊ニ不倫丁利氏ノ説ニ至リテハ最モ盡セリトス、今其概旨ヲ擧グレバ近世欧州各国相互ノ交通益盛ナルニ至レルノミナラズ、既ニ全地球上欧人ノ至リテ通商ヲナシ教法ヲ布カザルノ地ハ殆ドアラザルニ至リ、學問技芸モ亦漸ク万國人民ノ共有物トナレルガ如ク、並ニ汽船汽車電信郵便等ノ布設ニヨリテ万国人民相互ノ交通ハ益繁盛ヲ極ムルコトナリ、隨テ從来特ニ欧州ニ行ハレタル列国交際法ハ漸ク他州ノ独立国ニモ及バントスルノミナラズ、近今頻ニ之ガ改良ヲ謀ルノ盛舉アルニ至レリ」<sup>(42)</sup>

『国体新論』と『人権新説』の立場は大きく異なるとされるけれども、相変わらず加藤の理論的根拠はブルンチュリ（不倫丁利）である。加藤はここでブルンチュリを引き合いに出しながら、世界統一（宇内大共同）の必然性にまで論をおよぼしている。いうまでもなくこれはカントの世界国家論とも共鳴するものであった。加藤は天賦人権説を清算した手前、これを進化論的な歴史主義に立つて述べるのだが、いずれにせよ加藤のまなざしは「開化未然ノ民」を超えて一挙に「宇内」へと向けられている。

進化論的歴史主義といえども、加藤弘之一連の国家論は『強者の権利の競争』において一応の完成を見る。これは明治二六（一八九三）年に、ドイツ語版と日本語版が出版された。此の著書はイエーリングの『権利のための闘争』のパロディー版と位置づけうるものであったが、そこにも〈宇内統一国〉の構想がみられる。すなわち、第十章「各国相互ノ間ニ起ル所ノ強者ノ権利ノ競争及ヒ此権利ノ進歩発達」のなかに以下のようないい文章が現われるのである。

「世界各国ハ今日ニアリテハ、猶ホ未タ一個ノ有機物トナルニ至ラサルコトハ既ニ前述ノ如クナルカ併シ独リ歐州各国ノ今日ノ有様ハ既ニ漸ク一個ノ有機大体トナラントスルノ傾向アルモノト云フヘシ蓋シ前述ノ如ク歐州ノ各國ハ其權力大抵強弱ノ大差ナキノミナラス隨テ互ニ其利害得失ヲ同クスルニ至リンカハ是ニ於テカ國際法ハ愈發達シ各國互ヒノ間ノ平和ヲ十分ニ維持スルノ力ヲ得テ結局遂ニ所謂宇内統一国ナルモノヲ生セントスルノ有様ニ迄進歩シタリ」<sup>(44)</sup>

『強者の権利の競争』の結論近くで語られる〈宇内統一国〉の思想は、またしてもブルンチュリからの援用である。そもそも『国法汎論』の冒頭近くには、列国法（國際法）の発達形態としての宇内国法（世界国法）が提示されていた。<sup>(45)</sup> 結局、加藤弘之の国法学は、最初から最後まで “Allgemeines Staatsrecht” の枠組みの内に収まってしまふ。しかしながら、ブルンチュリの場合、たしかに「世界國家」や「世界国法」に言及してはいるが、それは決して中心的な思想ではなかった。彼の関心はあくまでも近代国法学の一般理論にあつたからである。だが加藤の国法学は『強者の権利の競争』以降、むしろ〈宇内統一国〉思想をめぐって展開していくに見える。

田畠忍や吉田曠二がいうように、『強者の権利の競争』において、加藤は〈宇内統一国〉実現の必然性について、またその困難性について熱心に語っている。そしてアジアのなかで日本の果たすべき役割についても触れている。さらに晩年の著書『道徳法律進化の理』『自然界の矛盾と進化』『自然と倫理』『学説乞袋』のなかでも、くりかえし〈宇内統一国〉の可能性について語りつけた。<sup>(46)</sup>

その理想は評価できるにしても、そもそも〈宇内統一国〉(Weltreich, Weltstat) は国家を超える国家であるし、

〈宇内国法〉(Weltstaatrecht)は国法を超える国法である。あるいは加藤弘之の国法学は、宇内統一国の理想を語りはじめたときに足元から崩れはじめていたのではあるまい。加藤も天皇も若かったころ、『国法汎論』はたしかに帝王学の教科書であった。だがその後、かつての教え子であった天皇は、帝国憲法を制定し帝国議会を開催した。「開化未然ノ吾邦」の政治的現実は、まさに国法学の活躍の舞台を提供するまでに進化した。けれども、肝腎の憲法制定の場において、加藤の国法学はなんらの役割をも演じなかつたようみえる。はたして大日本帝国憲法は、加藤もしくはブルンチュリの理想からみて、立憲君主制の名に値する憲法となりえただろうか。

ところで、『国法汎論』の未訳分は加藤と同じく独逸学協会員の平田東助によつて訳出され、明治二一(一八八八)年に出版された。いよいよ“Allgemeines Staatsrecht”的全貌が明治期日本に明らかになつた。だがこの頃にはドイツ国法学とはいへても、もはやブルンチュリではなくグナイストやシュタインのものが主流になつていた。憲法制定がついに政治課題となつたとき、より現実的な国法学が求められたということだろうか。大日本帝国憲法が発布されたのは、平田によりあらためて『国法汎論』が刊行された翌年、明治二二年のことである。

## 注

- (1) 穂積陳重「文学博士男爵加藤弘之先生に対する告別の辞」『穂積陳重遺文集』第四冊、岩波書店、一九三四年、七七頁。  
田畑忍『加藤弘之』新装版、吉川弘文館、一九八六年、八五頁参照。
- (2) ドイツ法学の導入とともに明治一四年の一連の出来事に關し、堅田「独逸学協会とドイツ法学——加藤弘之および穂積陳重との関連で——」『比較法史研究』四号、一九九五年、二二一頁以下参照。
- (3) 国家学会の設立につき、石田雄『日本の社会科学』東京大学出版会、一九八四年、三一頁。安世舟「明治初期における
- (4) 加藤弘之訳『国法汎論』小引、明治文化全集、補巻(一)、日本評論社、一九七一年、五頁。安世舟「明治初期における

- (1) ドイツ国家思想の受容に関する一考察——「アルンナ・リヒと加藤弘之を中心として」——『年報政治学』一九七五年、一一〇頁以降。松岡八郎『加藤弘之の前期政治思想』駿河台出版社、一九八六年、四五頁参照。
- (2) 吉田曠一『加藤弘之の研究』大原新生社、一九七六年、一一〇五頁以下。
- (3) 『國法汎論』小引、五頁。
- (4) 『國法汎論』卷之六、訳者識、二九頁。
- (5) “Allgemeines Staatsrecht”(『國法汎論』)は、一八七五年の第五版以降『近代國家論』(Lehre vom modernen Staat)の翻譯のほぼ大幅に増補された。その構成は、第一巻『一般國家学』(Allgemeine Staatslehre)、第二巻「一般國法學」(Allgemeines Staatsrecht)、第三巻「政治学」(Politik als Wissenschaft)であるが、原書“Allgemeines Staatsrecht”はその前二巻に相当する。加藤の翻訳と原書との対比翻訳として云はば、田中良子「ハルンナ・リヒの近代日本政治思想——『國民』觀念の成立とその受容——」上、『東京都立大学法学会雑誌』三四三巻一號、一九九一年、一一四頁所載の「明治時代アルンナ・リヒ翻訳紹介一覧」が綿密な検討をおこなってある。
- (6) 松岡、前掲書、五五頁参照。
- (7) 加藤はユーベルハ、『各国立憲政体起立史』を翻訳して明治八(一八七五)年に出版してゐる。vgl. Biedermann, Die Repräsentativ-Verfassungen mit Volkswahlen, dargestellt und geschichtlich entwickelt im Zusammenhang mit den politischen und sozialen Zuständen der Völker, in: Das constitutionelle Prinzip, seine geschichtliche Entwicklung und seine Wechselwirkungen mit den politischen und sozialen Verhältnissen der Staaten und Völker, hrsg. V. August Freiherrn von Haxthausen, Bd. 1, 1864.
- (8) 加藤弘之『総歴談』日本名著34、中央、一九八四年、四八六頁。松岡、前掲書、五五頁参照。
- (9) 『國法汎論』首巻第十款、一一〇頁。Bluntschli, a. a. O., 3. Aufl., Bd. 1, S. 2. 総論、前掲書、四六頁。
- (10) 『國法汎論』首巻第一款、九頁。Bluntschli, a. a. O., 3. Aufl., Bd. 1, S. 2. 総論、前掲書、四六頁。
- (11) 『國法汎論』の原書初版は“Allgemeines Staatsrecht, geschichtlich begründet”である。翻訳はハルンナ・リヒの歴史法学との連関を示唆する「歴史的考察」を置いている。vgl. Edgar Loening, Vorrede zur sechsten Auflage, in:

- (15) Johann Kasper Bluntschli, *Lehre vom modernen Staat*, Bd.I, Neudruck, Aalen, 1965, S. vi.
- (16) Bluntschli, *Allgemeines Staatsrecht*, 3. Aufl., Bd. 1, S. 34ff. 三田、前掲論文、一九九一年、一四四頁。△→参照。
- (17) a. a. O., 3. Aufl., Bd. 1, S. 40.
- (18) a. a. O., 3. Aufl., Bd. 1, S. 35.
- (19) 『國法汎論』卷々六、訳者識、一九頁。第四巻「國家の形態」にへじては、加藤は明治九年から再度刊行した『國法汎論』によつて記出ひつゝる。だが、「だま」三章までは翻訳で終わつた。
- (20) Bluntschli, a. a. O., 3. Aufl., Bd. 2, München, 1863, S. 3ff.
- (21) 『國法汎論』卷々六第一款、三一頁。Bluntschli, a. a. O., 3. Aufl., Bd. 2, S. 4. 吉田、前掲書、一〇六頁参考。
- (22) 加藤は卷々六の標題に「按」を付けて、「此編、泰西國法論、主權ト訳スルモノ、尚未總當トスベカラス、故ニ今原語ヲ縦用ス、詳ナルカニハ本文ニ就テ看ルムシ」と記した。『國法汎論』卷々六、一九頁。
- (23) 『國法汎論』卷々六第一款、三二頁。Bluntschli, a. a. O., 3. Aufl., Bd. 2, S. 4.
- (24) 木村毅「國法汎論」解題、前掲『國法汎論』所収、三頁。木村は、加藤弘之の『國法汎論』講義はわが国の「政治学事始」となり、「主權者」明治天皇の政治理想を基礎づけたとして、つぎのように述べてゐる。「その新學問を明治天皇ははたか前後の知識欲が最も旺盛で、勉強心のこねばん熾烈な時代にまる四年かけて、後のように陪聴者はおかず、加藤と一脚の机をへだてて、マン・ツウ・マンで受講せられたのだから、白紙を色に染める如く、感銘が絶大であったらうことは容易に想像がつく。」
- (25) 加藤「僕が先帝の侍講を辱へしたる時の記憶」、木村、前掲解題、一〇頁参考。
- (26) 『國法汎論』小引、五頁。
- (27) 『太陽』増刊「明治聖天子」。木村、一一頁。松岡、前掲書、五一頁、注(38)参考。
- (28) 古沢廷郎他「建言」「日新真事誌」明治七年一月一八日付。島海靖『明六雑誌と近代日本』上、日本放送出版協会、一九九四年、一三八頁以下参照。

- (29) 加藤「民撰議院ヲ設立スルノ疑問」『日新真事誌』明治七年二月三日付。鳥海、前掲書、下、一九九五年、一〇頁以下。  
田畠、前掲書、三七頁参照。
- (30) 加藤「ブルンチュリ氏国法汎論」『明六雑誌』四号。明治文化全集、第五卷、第三版、一九六八年、七〇頁。『國法汎論』卷之七第五款、一二五頁。Bluntschi, a. a. O., 3. Aufl., Bd. 2, S. 159ff., 4. Aufl., Bd. 2, München, 1868, S. 160.
- (31) 森有礼「民撰議院設立建言書之評」『明六雑誌』三号。明治文化全集、第五卷、六二頁以下。
- (32) 西周「駁旧相公議一題」『明六雑誌』三号。明治文化全集、第五卷、六六頁以下。
- (33) 津田真道「政論ノ三」『明六雑誌』一一号。明治文化全集、第五卷、一一四頁以下。
- (34) 阪谷素「民撰議院ヲ立ルニハ先政体ヲ定ムベキノ疑問」『明六雑誌』一二号。明治文化全集、第五卷、一一〇頁。民撰議院論争が「民撰議院設立の是非それ自体を争点としたものではない」といき、鳥海『日本近代史講義——明治立憲制の形成とその理念——』東京大学出版会、一九八八年、七一頁以下参照。
- (35) 「無知不学の民」なる表現は加藤の「民撰議院ヲ設立スルノ疑問」にみられるが、すでに建白者たるもの、「我民不学無知未だ開明ノ域ニ進マズ」、だからこそ民撰議院が必要なのだ、という論法を用いていた。両者の認識に基本的な相違はない。
- (36) 加藤「民撰議院ヲ設立スルノ疑問」、一六頁。
- (37) たとえば、「民撰議院ヲ設立スルノ疑問」中の次の一文などは、加藤における「非的利」(フリードリッヒ)の評価と明治天皇への期待を重ね合わせて読むことができる。「因テ考フルニ方今政府ハ姑ク特裁ノ政ヲ施サムルヲ得ズト雖モ、元来民ノ為メニ政府アリテ政府ノ為メニ民アラザルノ真理ヲ「失スルナク、偏ニ非的利ノ公心ヲ以テ自ラ政權ヲ限制シ、務メテ民ノ私権ヲ伸張セシム、言路ヲ洞開シ、教育ヲ勵ムシ、以テ吾邦をして速ニ開明國トナラシムルヲ要ス。」ブルンチュリからの「フリードリヒ大王論の撰取」につき、安世舟、前掲論文、一四六頁以下、特に一四九頁参照。
- (38) 加藤『眞政大意』、日本の名著34、三六三頁。
- (39) 加藤『國体新論』第二章、大久保利謙編『明治啓蒙思想集』、明治文学全集3、筑摩書房、一九六七年、一六四頁。田畠、前掲書、三三三頁参照。

- (40) 『國体新論』第一「章」、一六六頁。vgl., Bluntschli, a. a. O., 3. Aufl., Bd. 2, S. 112ff.
- (41) 『國体新論』第一「章」、一六七頁<sup>レ</sup>。
- (42) 『人權新說』第一「章第三」条、大久保編、前掲書、一九一頁。加藤はこの箇所で次の二三節を擧げて、Bluntschli, Lehre von modernen Staat, 1875/76, Bd. 1, S. 25ff.; Kolb, Culturgeschichte der Menschheit, 1873, Bd. 2, S. 644.
- (43) 堅田「権利のための闘争」と『強者の権利の競争』——加藤弘之のマニフェスト解釈をめぐる——「獨協法学」四二号、一九九六年、一八五頁以下参照。
- (44) 加藤『強者の権利の競争』復刻版、日本語論社、一九四一年、三〇七頁<sup>レ</sup>。Kato Hiroyuki, Der Kampf ums Recht des Stärkeren, Tokyo, 1893, S. 100. 加田、前掲書、一〇八頁<sup>レ</sup>。
- (45) 『國法深論』首卷第二「章」、一一一頁。Bluntschli, a. a. O., 3. Aufl., Bd. 1, S. 7. 松岡、前掲書、四八頁<sup>レ</sup>参照。
- (46) 田畠、前掲書、一二四頁<sup>レ</sup>。吉田、前掲書、一〇七頁<sup>レ</sup>。特に一〇八頁<sup>レ</sup>参照。
- 付記： “Stat” (Staat)’ “Souveränität” (Souveranität) の表記がヘルンホフよりしたがつた。